

「HSK 季刊わたぼうし」 第60号

発行者:わたぼうし連絡会

発行日:2003年(平成15年) 3月8日 '03冬春号

第60号のテーマ

もうすぐだよ！ 支援費制度

雪国の 苦労も知らず 雪をほめ

比呂雪

この機関紙は障害のある人、ない人が自由に考えを出し合い、主義・主張を越えて、お互いを理解し合う中から共に生きる豊かな社会を作っていくことを目的として発行しています。

## テーマ 《もうすぐだよ！ 支援費制度》

今年4月1日よりスタートする「支援費制度」について、皆様の御意見を載せていきたいと思っております。平成15年4月1日から障害者福祉サービスの利用にあたり、行政が利用者やサービス内容を決定していた「措置制度」から、利用者本位の考えに立つ「支援費制度」へと移行します。

この制度は、利用者である障害者が事業者と対等な関係に基づき、自らサービス事業者・施設を選択し、契約によってサービスを利用するということです。

### 支援費制度手続きの流れ

- ①支援費の支給申請
- ②支給決定
- ③契約
- ④サービスの提供
- ⑤利用者負担額の支払い
- ⑥支援費の請求
- ⑦支援費の支払い(代理受領)

## 市町村（行政）の立場から 《もうすぐだよ！ 支援費制度》

七尾市長寿福祉課・中川・久水・中道

こんにちは。七尾市の支援費制度の事務担当です。この支援費制度には我々事務担当を含む障害福祉係と、生活援護係の8人で取り組んでいます。

現在、障害程度区分の判定のために聴き取りしてきたことをまとめる作業に大忙しです。施設入所（通所）者約140人分を職員8人で分担したので、職員1人あたり15～25人分の調査・聴き取りを行いました。今回の調査で初めてお会いする方も多く、顔と名前を一致させるだけでも大変です。

この支援費制度における障害程度区分は、「支援が必要であるかどうか」で判断します。これは簡単なようでとても難しいことでした。今までは「できるかできないか」を判断基準にし、生活の状態について主に話をしていたように思います。しかし、支援費制度の障害程度区分の判定では、「どのような支援が必要か」「どのように支援しているか」という視点を持ってかなり具体的に話を聴くことが必要になります。職員が聴き取りを行なう際、慣れないうちはなかなかそのような視点を持てなかったように思います。また一方で施設職員も、ものさしを替えきれずにいるように感じました。そのため、“支援費の障害程度区分判定のための聴き取り”はスムーズには進みませんでした。

そして、各項目の判定をしようとする、判断に迷うケースがたくさん出てきます。そのようなときは更生相談所にことあるごとに問い合わせるようにしています。そろそろうっとうしく思われているかも知れません。

このように難解な支援費制度の事務をしながらも、今まで行っていた仕事・生活保護の相談や医療費の支払い・補装具の交付・手帳交付や措置事務・手当の支給なども行っています。そのため支援費制度の申請受付が始まった10月ごろから、全員がオーバーワークぎみの日々を送っています。

年が明けると、判定会議の嵐に見舞われます。1月中旬からほぼ毎日予定しており、考えただけで具合が悪くなりそうな日程です。

少し愚痴っぽくなってしまいましたが、七尾市の状況と率直な感想を述べさせていただきました。

これからの障害程度区分の判定が、支援費制度最大のヤマ場であると思います。今一度、気を引き締めて頑張りたいと思っています。

平成14年12月22日

## 事業者（施設）の立場から 《もうすぐだよ！ 支援費制度》

「青山彩光苑」指導員・瀧野 利徳

4月からの支援費制度を控え、私共も指定事業者としての準備に毎日追われる日々を送っています。

さて、指定事業者としての立場から同制度をとらえてみると、まず“うちの商品”を選んでもらうことから始まる訳ですから、利用する側の苦情や意見に積極的に耳を傾け、既存のものにとらわれずに商品改良を行っていかねばなりません。これから利用者の皆さんが自由に施設や事業者を選択するようになると、当然良い施設にはたくさんの方が集まり、悪いと経営が悪化し潰れてしまうことも起こり得る時代です。食の分野では、ラーメンブームが続いていますが、まさに“行列のできる施設”を創るため、『また食べたい』と思われる麺やスープを開発していかねばと考えます。

次に利用者の皆さんに今一度考えていただきたいことを述べさせていただきます。まず、自分の生活について「これでいいのか、こんな生活でいいのか」と問い掛けてみてください。措置制度の下で行政の意向のままに作り上げられてきた自分の生活を変えるチャンスが支援費制度です。今の生活を変えようと考えれば、まず危険（リスク）が頭をよぎる方も多いと思いますが、その向こうにある大きな喜びと満足感を想像してください。これまで幾度となく「ゴクン」と飲み込んできた自分の思いをやっと吐き出す機会が訪れました。吐き出してもらえれば、我々でも少しはお役に立てると思いますので頑張ってみませんか。

支援費制度の対象となるサービスはごく限られたものであり、また、支給量についてもヘルパー利用の上限設定に対し、障害者団体が厚生労働省に抗議するなどの記事を目にしましたが、制度開始後も様々な課題が表面化すると予測されます。ここで大切なのは、支援費制度を頭で解釈してとやかく言うのではなく、自分自身で活用してみて感じた点を行政や事業所に提示することだと思います。

主役は利用する皆さんです。是非、これを機会に立ち上がってください。

## 在宅障害者の立場から 《もうすぐだよ！ 支援費制度》

鹿児島県・木村 由美

2003年より「自己選択、自己決定」をスローガンに、障害者の福祉では、支援費制度がスタートします。

この制度は、利用者が自分でサービスを選び、決め、利用し、苦情があれば申し立てをする、そしてその責任をとるというところに大きな特徴があるということで、たいへん画期的な制度であると同時に、下記のような問題もあることを私は危惧しています。

①契約することでこの制度が成り立つと言いながら、地方都市に行けば行くほど選択の幅が狭くなり、下手をすると無ということも考えられます。そうなってくると、せっかくの自己選択が生きてこない気がします。合わせてそういう情報を満遍なく平等に提供するのは、何処の誰なんだと言うことも考えなければならないかと思います。

②この制度を利用するにあたっての介助者のあり方についての問題。

この制度は「利用者主体」ということがスローガンです。でもこれは、介助の仕方、援助、あるいは助言一つにしてもいつのまにか利用者主体ではなく、サービス提供者主体、あるいは介助者主体になっていることはよくあることですし、それをすると、何のための制度なのかが不明瞭になってきます。

③苦情処理の問題。

この件についてはきちっとした取り組みをすと言いながら、まだまだ不十分だと私は感じています。もっときちっとした形で、当事者の意思を反映できるよう苦情処理がなされないといけないと思います。以上のことから、私はこの制度を円滑に進め、より良いものにするために。

①当事者によるマネジメントシステムの導入。②利用者側からの発信「時にはアクションでもかまわない」などが必要ではないかと思ひますし、マネジメントシステムについては、もっともっと吟味する必要があると思ひます。

以上、本当の夢ある人生を送るために、より良い制度になるように、それぞれがやれることをやって行きたいと思ひています。

なおこの見解は、視覚言語発声当事者である木村の見解であり、賛否両論、あるいは、他の問題のほうを重要視されるということもあることを付け加えておきたいと思ひます。

障害者がゆれています。2003年4月から、障害者が地域社会で暮らすための「支援費制度」という国の施策によってです。それはマスコミでネットで騒がれているようで、社会ではそれほどとり沙汰されていません。そんな"重要"で"不思議"な制度を、僕なりの視点で考えてみました。以下の内容には、まだ未確定な要素も多いので現状と異なる場合もあるかも知れません。また、いろいろな立場（障害のちがい。生活、家庭などの環境のちがいなど）の方がおいでますので、中には当てはまらないこともあるかとも思います。しかし、だからといって他人事とするのではなく、誰しもが変わっていくこれからの"社会福祉制度"について考えていかなければならない、そんな時代だと思うのです。

さて、社会福祉基礎構造改革の一環となるこの制度によって、これまでこの国が戦後からつづいてきた社会サービスの福祉制度が措置方式より契約方式となります。つまり、これまでずっと国が独占してきた障害者に対するサービス供給が、民間企業でも行われるようになり、福祉も競争の時代に入ったと言えそうです。契約方式であるため、建前上は障害者側にサービスを選ぶ主体があり、また、複数のサービスの選択肢の中から自分で決定できるという利点があることは確かでしょう。

しかし問題はその「利用者の決定に基づく自由な選択」という点です。響きは立派に聞こえますが、個人対業者の自由な契約で必要なサービスは業者のメニュー次第というわけです。在宅と施設利用者では少し状況は違いますが、契約の本質は等価交換が原則です。双方共に有利な契約を結ぼうとするでしょうが、もし利用する側が言語障害が強くて相手が理解できなかったら、業者のペースで不十分な介助になってしまうかもしれません。

また、もし介助費が1時間1,000円と決められたとしますと、やはりそれに見合ったサービスを提供してくれるわけですが、やんちゃで厄介な手にかかるあの人の介助はいやだと主張するヘルパーさんがいたとしたら契約は成立しなくなります。別の業者に電話をしてもまた忙しさを理由に断られることだってあります。もし来てくれる業者がいなかったらどうしろというのでしょうか？ 選ぶのは利用者ではなくて業者の方であり、選ばれなくても文句は言えなくなることを判っているのでしょうか？

サービスを受ける側は時間が自由に選べる事も重要な要素です。そんな中、障害者が利用できるサービスが、減らされるという噂があります。現状でさえ足りないのです。足りない中を、地域社会で暮らす障害者たちは、サービスをつなぎ合わせる形で生活をしのいでいます。足りませんから、さまざまな制度を併用する。そうしたくはなくともそうせざるをえないのです。それらの制度を一本化してくれれば、それに越したことはないのですが、そうはなりません。その上、サービスの量が減らされれば、そんな過激な言葉では言われないのだが「地域社会で生きる障害者は死んでください」と言っているに等しいとも思えます。サービスの質についてはさまざまな議論がなされており、それはそれでいいのですが現在は圧倒的にサービスの量が足りないのです。そしてその「解決」を、障害者の創意工夫ということで、あたかも義務のようにしてしまいます。本来、障害者にそうした義務はないはずなのではないのでしょうか？

介助の質という観点では利益追求が優先するようになれば当然「楽で儲かるほうの人」

を選ぶようになるのではないかという危惧もあります。各自治体の状況によって、介助の時間数や単価もまちまちで厚生労働省のやる国の方策とはとても考えられないほどお粗末不平等なものです。そもそも障害者が契約するという概念になじんでいなかったり、また、社会で標準的な暮らし向きが保障されないままに、自分で選んだことが自分の責任を意味してしまうという根拠にされてしまいかねません。

支援費制度はそういう意味では主体概念の理念的再検討を必要とするのではないのでしょうか。市場に供給主体があることを否定しませんし、そういう意味ではサービス供給は多様であればよいのですが、市場はそれ以上は何も言いません。何も言わないことが心地よかったりもしますし、お金さえ出せばよいということもあり、それはそれで正しいと思いますが、「お金さえ」の「さえ」の部分は政府が保障しませんが、にっちもさっちもいきません。とにかくその部分は「多様」であっては困るのです。

さらに自己負担金額の決定に関しても、同居の扶養義務者の範囲を「20歳未満の人は親」「20歳以上の人は配偶者とその子」となります。もちろん、高齢の障害者の場合、障害基礎年金を受給するだけだったり、配偶者も配偶者基礎年金を受給しているだけだったりしますので、大きな変化はなさそうですが、同居の子が就業していますと、その収入までを自己負担額決定に判断される、ということらしいが如何なものでしょうか。

厚生労働省では今後制度の運用面での改善や将来の見直しを見込んで各都道府県単位の運用向上委員会を設置することを決め、同委員会の運営は公募に応じた障害者その他、福祉担当者らが参加して意見交換や討論を行うといます。意見を吸い上げるのはいいですが、業者のサービスの選択肢の不足や対等な契約をどう保障してくれるのでしょうか？ 問題が起こったときどこで解決しろと言うのかは不明のままです。

このように支援費制度は多くの問題をかかえているのですが、その一方でこれらの問題に関して、あまりにも無関心な健常者がなんと多いことでしょう。もちろん障害者もです。そういった背景では“関心が無い＝意見がでない＝支援費制度を否定する、”ということにはならないと思います。誰も公には語りませんが支援費制度肯定論が論じられているのも事実なのです。

現在、社会一般的には、この類（支援費制度肯定）の発言自体がタブー視されているとも思われますが、議論をこの一握りの支援費否定派・肯定派だけにとどまらせることなく、すべて（現状）をオープンにした上で、もっと自由にすべての人が意見を出し合えるシチュエーションが、これからの“社会福祉制度”“ノーマライゼーションな社会”を築いていく我々にとって必要なのではないのでしょうか？

障害者がゆれています。世論も高まってくるでしょう。そして2003年4月「支援費制度の下では、障害者がサービスを選択することができ、障害者の自己決定が尊重されるとともに、利用者と施設・事業者が直接かつ対等の関係に立つことにより利用者本位のサービスが提供されるようになることが期待される」とうたわれた支援費制度がよいよ導入されます。

## もうすぐだよ、支援費制度

羽咋市・東山 春充（在宅障害者）

青山彩光苑での支援費制度をテーマにしたシンポジウムにシンポジストの一人として話す機会がありました。正直言うと、支援費制度の内容を分からないという恥ずかしい状態でしたが今後を真剣に考える機会になりました。

僕は市内での肢体不自由者では、市内外を問わずに学校や団体等から講師依頼が多いため出掛ける機会が多いです。（福祉と障害者の理解を深める目的として活動しているものです。）そういった目的で外出する度に僕の場合はヘルパーと看護師の派遣が必要になる訳です。

現在の制度ではヘルパーにしろ、看護師派遣料は無料という形ですが、支援費制度になると、扶養義務者の応能負担ということになるそうです。本人の応能力ではないとか。同一世帯・同一生計にある配偶者及び子のうち最多納税者になるとか。今後、ますます外出する機会が多くなると、必要不可欠なヘルパーと看護師派遣は支援費制度になると依頼していただいた側にも、益々負担を与えてしまうのではないかと心配になってきました。

そうなりますと支援費制度が開始されてからは活動範囲が狭くなるんじゃないかと不安になります。そして、外出をするのも扶養者の顔色を伺って外出する状態に戻ってしまわないかということが一番不安になります。

以上のようにほんの一例ですが「支援費制度」には不安が大半です。しかし、内容は「自己選択、自己決定」ということで自立をした生き方が夢ではなくなってくるとも思っています。

自立には①経済的自立②身体的自立③精神的自立の3つだと考えます。身体的な自立は現在、僕には無理です。けれども幾分か「経済的な自立」が可能になれば「精神的な自立」へと繋がって行くと思います。

「精神的な自立」こそが障害の有る無しに関わらず“本来の自立”であると僕は考えます。頼ってばかりだったのが「支援費制度」を現実問題として受け止めることで“自分の幸せは自分でつかみ取る”そんな風に頑張らないといけなくなってくるんだと思います。

頑張ることを持続させるには、夢を持った生き方が最も大切だということを学びました。

## 施設利用者の立場から 支援費制度に望むこと

匿名希望（療護施設利用者）

自分で生きる道を選択したいと思っても、現在の障害者福祉制度・法律そのものに問題があるので、親や兄弟姉妹・役所の人たちの反対があったりして、施設や在宅を選ばざるを得ないのが、重度の障害を持っている人たちの本音だと思います。

居宅介護等事業とは、今の在宅のことをいうのか、独立して自立生活していることをいうのか、どちらなのでしょう。

例えば私が金沢で、障害者専用住宅を借りて「自分の意志で生活プランを作りたいから介護者の派遣や支援費を出して下さい」と希望するとします。そのことが可能になりますか？ そのことを見直さなければ、支援費制度が実施されても基本的には、今までと変わらないと思うし、重度の障害を持つ人が本当の意味で自分の生き方を選択するのは不可能だと思います。

日本の場合障害を持つ人、特に重度障害に対して、親や兄弟姉妹・親族の責任で、ケアや支援するのが一般的です。また、家族と独立したい場合、施設や法人事業等、国が認める所しか選ぶことができないのが、現在の福祉制度の有り様です。

アメリカのように、どんな障害を持つ人でも、自らの判断・責任で人生選択できる法律や、制度・保障があれば、本人はもちろん家族も安心して福祉に頼むことができるのではないのでしょうか。

障害のない人が、住みたい所で自立しているように、障害のある人にだって、できるように保障・支援していくのが、好ましいと考えます。

## 支援費制度に向けて

七尾市・竹腰 一郎

(療護施設利用者)

皆さまもご存知のように平成15年4月1日より新しい支援費制度が施行されることになる。

では、前の措置費制度とどこが変わるかと言うと、今度の支援費制度は、行政がサービス内容を決めている現行制度を改め、15年4月から障害者が自らサービスを選んで事業者と契約ができるようになる。利用者一人ひとりの障害の程度によって、行政から事業者が費用を支払われる。利用者負担は本人の収入などに応じて決まり、現行制度とほとんど変わらない見込みである。

## 障害者の地域生活推進・支援費制度の単価内定

厚生労働省は平成15年4月から始まる支援費制度の各サービスの単価基準額を内定した。仮単価を公表した9月時点に比べ、施設の障害者の退所時に施設に支払われる加算金を4万4千円に倍増するなど、地域生活への移行を政策的に誘導する単価設定の見直し



図られた。基準額は15年2月の大臣告示で正式決定する予定。これを受け市町村は基準額を下回らない範囲で事業者に支払う単価を決める。地域生活への移行促進では、退所時加算の増額の他、障害の軽い施設入所の単価を12,000円程度引き下げ、通所施設の単価を増額した。

一方で重度障害者のケアを充実するため、施設の重度者の単価を月額1～2万程度引き上げ、3種類以上の重複障害者を受け入れた場合に加算処置「1人当たり、月額31,000円を創設」。施設の定員規模で異なる単価も、定員区分を3区分から4区分に細分化し、仮単価で減収が予想されていた施設側に配慮したこととなっている。

私は現行の措置制度より、下回らないサービスの支援費制度であって欲しいと思う。また、各市町村の公平な判定調査を願っている障害者の一人である。

### 支援費制度の主なサービス単価表

在宅のホームヘルプ

身体介護 30分以上～1時間未満 4,020円

家事援助 30分以上～1時間未満 1,530円

移動介護 内容によって身体介護か、家事援助の単価を適用。

日常生活支援 1時間以上～1時間未満 2,410円

デイサービス	重度	軽度
身体障害者（併設型）4時間未満	2,840円	2,320円
知的障害者（併設型）4時間未満	2,230円	1,620円
障害児 定員規模別で日額	5,390円	2,840円
ショートステイ1日	重度	軽度
身体障害者	8,100円	7,000円
知的障害者・障害児	8,130円	4,640円
身体障害者療護施設 1カ月（定員41～60人）	411,900円	360,000円
知的障害者療護施設 1カ月（定員41～60人）	315,300円	237,700円

### 支援費制度についてのQ&A

支援費制度は、おおむね次のようなものがあります。

#### 1. 居宅生活支援費

##### a. 居宅介護

- ・日常生活支援
- ・身体介護
- ・家事援助
- ・移動介護

##### b. デイサービス

##### c. 短期入所(ショートステイ)

#### 2. 施設訓練等支援費

- a. 身体障害者更生施設
- b. 身体障害者療護施設
- c. 身体障害者授産施設

#### Q1. 居宅生活支援費をそれぞれ併用して利用することはできるのか？

A. 基本的に併用は可能だが、日常生活支援に限っては他の居宅生活支援費との併用はできない。また、居宅生活支援費と施設訓練等支援費との併用については通所施設との併用のみ可能。

#### Q2. 各支援費のサービス量はどの位、出るのか？

A. 目安や上限はない。それぞれによって状況が異なるため。しかし、自分の欲しい支給量を申請しても支給決定は各市町村の判断による支援費制度は、自分で欲しいサービスを選ぶことができるのではなく、サービス提供をする事業所を選ぶことができるのである。

#### Q3. 市外のサービスを受けに行くことはできるのか？

A. できる。例えば、七尾市と他の市町村の境目に住んでいる場合、隣の市町村の業者の方が近いことがある。そんな時は、隣の市町村のサービスを受けることができる。

#### Q4. 居宅生活支援費の中の移動介護とはどういうものなのか？

A. 全身性障害者、視覚障害者・知的障害者に対しての外出時の介護を必要とする移動のことを指す。また、移動の解釈としては車での送り迎えのみ、というのはい含まれない。

#### Q5. 居宅生活支援費の中の日常生活支援とはどういうものなのか？ また、どの障害まで含まれるのか？ 日常生活全般に、常時支援を要する脳性麻痺等の全身性障害者の介護。

A. 「どの障害までなのか」ということになるが「脳性麻痺等」の「等」の解釈が問題になってくる。今の段階では、ここまで、という規定はなく利用者が日常生活支援で申請をした時の市町村の判断による。現状で言うと、重度と言われている脳性麻痺の人たちの利用がほぼだが、だからと言って脳性麻痺者に限っていない。

#### Q6. 買い物は、居宅介護のどの項目に該当するのか。

A. 買い物をしてきてもらう⇒家事援助  
    買い物の付き添い        ⇒移動介護

#### Q7. 外出の範囲について

A. 基本的に、1日で用務を終える範囲での外出のこと。外出内容については、「社会通念上、常識とみなされる範囲内（社会参加を目的とするもの）」と言われているが、具体的にどこまでなのかは現段階では示されていない。（通学・通勤・ギャンブル等は認められない。）

**Q 8.20歳未満の障害者に対するサービスについて。20歳以上の障害者との違いや制限があるのか？また、養護学校から帰ってきた後のサービス利用についてはどうなっているのか？** 身体障害者福祉法では18歳未満：障害児／18歳以上：障害者としている。

A.まず、18歳未満の障害児に対してのサービスとしては、社会生活訓練を目的にデイサービスの利用ができる。しかし、利用可能なのは小学校就学時までで、母子通園が原則である。

また、養護学校から帰った後のサービス利用についてはデイサービス・ショートステイはあるが、やむを得ない理由がある場合に限られている。ちなみに利用者負担については、自己負担とするが支援費基準の算定に満たない場合、その不足分については、20歳未満：配偶者、父母及び子のうちの最多納税者 20歳以上：配偶者及び子のうちの最多納税者が負担をする。(同一世帯・同一生計にある場合)

**Q 9. サービス支給量と内容の変更について。**

支給量が決定された後、どのような周期での変更が可能なのか？ また、支給量(時間数)を変えずに内容を変えることは可能か？

A.月で支給されるので、月での変更は可能。また、内容を変更することもできる。

**Q10.障害者が2、3人で同居している場合、サービスは受けられるのか？**

A.障害者1人1人に対して提供される。しかし、3人で住んでいるからといって1人のヘルパーだけでいい、というのは認められない。(グループホームの場合も同様)

**Q11.市外や県外に行った時に、どういう基準でサービスが受けられるのか？**

A.市外・県外に転居をした場合は、そこでの自治体の基準に基づく。会議や旅行、友人に会いに行くなどで何泊かする場合、宿泊場所や友人宅などにヘルパーを派遣したりすることはできない。居宅介護が原則なため。

※これは、1月29日現在のものなので変更される可能性があります。ご了承ください。

## 支援費の講演から

### 自立生活支援センター富山主催・講演会 障害当事者にとっての「支援費制度とは？」

講師：富山市障害福祉課・泉野さん  
大阪ケアマネジメント協会  
副理事長・西岡 務さん

11月10日、サンシップとやま1階福祉ホールにて支援費に関する講演会を開催しました。平成15年4月1日から新しく始まる「支援費制度」ですが、その内容については「よくわからない」という声が多くあるように思われます。そこで支援費制度とはどんな制度で障害当事者がどのように活用していけるのかについて、富山市から障害福祉課の泉野さんと大阪ケアマネジメント協会の西岡さんをお迎えしてお話を伺いました。当日は障害当事者の方をはじめ、市町村の窓口業務に当たられる方や社会福祉協議会の方たちが大勢来られ、制度を実施する側からも大きな関心が寄せられている事を実感しました。

まず富山市の泉野さんの方からは、支援費制度とはイメージ的には保険料の徴収がない介護保険であること。ただし本人等の費用負担が所得に応じた応能負担であること。支援費制度の目指すところは障害者の自己決定が尊重される事であるとの説明がありました。そして制度の実施内容についての説明に入りましたが、従来の措置制度との違いは、市がサービス内容やサービス提供者まで、すべてを決定してきたものが、支援費制度の下ではサービスの支給量を市が決定し、それに基づいてサービス提供者を障害者自らが選択し契約するようになる点にあります。また支援費制度の対象サービスについては従来のすべてのサービスが支援費制度に移行するのではなく、祁おむね現行の措置制度のかかる部分が支援費制度に移行するようになるそうです。例えばホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ事業などです。では、どんな人がこの制度の対象になるのかということについては、居宅生活支援費は①身体障害者手帳をもっている人、②18歳以上の知的障害者ただし知的障害者グループホームについては15歳以上③18歳未満の身体障害者又は知的障害者の保護者が対象であり、施設訓練等支援費は①身体障害者手帳をもっている人②18歳以上め知的障害者になります。申請から利用までの流れについて、申請手続きは富山市では既に受け付けており、申請書を記入して提出すればよいそうです。その本人または本人の意志を代行できる人に対し申請の際に本人の日常生活の状況や介護状況について聞き取りが行われます。利用者負担額を決めるための収入や課税状況がわかる書類も必要となります。申請書を提出すると富山市が支給の良否やサービス量、種類、利用者負担額を決めると本人あてに受給者証を発行します。利用者はその受給者証を持ってサービス提供事業者のところへ行き契約を交わします。サービスを利用した後は利用者負担額を事業者に支払い、残りの費用を市から事業者を支払われることになります。

次にお話しいただいた大阪ケアマネジメント協会副理事長の西岡さんは障害当事者でもあり、豊中市の支援費制度の専従として仕事をされてきた方でもあります。

人口39万人の豊中市での取り組みについてお話がありました。豊中では認定調査委員が各家庭をまわり聞き取りを行ったそうです。市内を4ブロックに分け、一人の調査委員が1か月に50件の家庭をまわり制度について説明した上で申請書をもらってくるか預かる形で進められたそうです。

またサービスについての不満は支援費決定調整委員会を豊中市独自につくり、そこに申し立てできる形になっています。この調整委員会は行政から独立した全くの第三者機関であり弁護士や学識経験者がメンバーとして入り、本人の側からも行政の側からも申し立てできます。この調整委員会の見解を行政が尊重する仕組みになっているそうです。

個々人の生活パターンは様々ですが、豊中市では支援費支給に関するガイドラインを作成し27通りの生活パターンをニーズ調査の結果から導き出したそうです。まず障害の程度を考慮し支援の必要度を3つの段階に分け、家族の介護力もまた3つに分け、そして本人の生活スタイルを3つに分ける。3×3×3の27通りの組み合わせをつくり支援費認定に使っているそうです。

障害者にとって支援費制度とはどんな意味をもつのかについて、決してバラ色ではないだろうけれど、障害者運動を長年やってきた人たちの取り組みの結果ようやく制度として自己選択・自己決定が位置づけられてきた点が非常に大きいとの話でした。また障害者自身の生き方が問われている時代になったのだというお話が印象的でした。どんな活動をしてどこに住みどんな生活をしていきたいのかがしっかりしていないと必要なサービスの質や量が出てこないの、自分自身で自分のケアプランをしっかりと組み立てる必要があるとのお話でした。

## 「もうすぐだよ！ 支援費制度」を編集して

編集責任者・桶屋 善一

今回のテーマについて編集している最中に大きなニュースがマスコミを騒がせていました。それは、厚生労働省がヘルパー利用の上限設定を提案してきたからでした。

1月24日(金)の厚生労働省と障害者の対立の背景には財源問題が大きく関わっています。京都の場合、重度の全身性障害者に対して、1ヶ月160時間のホームヘルプサービスを行ってきました。その財源配分は国が50%、都道府県が25%、市町村が25%でした。

ところが、厚生労働省は支援費制度が始まる4月からはホームヘルプサービスを1ヶ月120時間に短縮すると言ってきたのです。

なぜ、厚生労働省はサービスを減らすと言ったのか？ いうと、支援費制度になりましたら、利用者はサービス事業者を選択して、サービスを受けられます。そうになると、今までサービスを受けていなかった利用者も増えてきて、財源が不足する可能性があるということで、今回のサービス提供の時間短縮という提案がなされたようです。

しかし、これはおかしい話だと思います。「支援費制度」というのは在宅生活を推進するために提案された制度なのに、この「時間短縮」の提案は、ますます在宅生活を

送ることに難しくなると思います。

間違っても、そうなるような施策はやめて欲しいと思います。なぜなら、一人でも多くの人が地域で生活できるような支援と予算配分を望んでいるからです。

※この原稿はNHK教育テレビ「にんげんゆうゆう」1月30日(木)夜7:30より放送された「どうなるホームヘルプ」の解説を参考にしました。

## われら仲間たち

### 自立生活センター Com-Support Project

福井市・吉田 知栄美

はじめまして。福井県福井市にあります自立生活センターCom-Support Project（コム・サポートプロジェクト）で事務局長を務めます吉田と申します。今回当センターの紹介を兼ねてごあいさつさせていただきます。

当センターはスタッフ4名（内当事者3名）で運営されています。今年（2002年）5月に立ち上げたばかりで、まだまだこれからではありますが、9月以降様々なイベントが入っており、忙しい毎日を過ごしています。

事業内容としては相談業務や介助者派遣、自立生活プログラム、外出支援等、地域で暮らす（暮らそうとしている）障害者の自立を支援する様々なサービスやプログラムを提供しています。現在は自立生活プログラム講座の真っ最中で、県内の数名の当事者が参加されています。

福井は障害者福祉に対し、まだまだ制度面も理解の面も遅れており、当事者運動も大きなうねりとして湧き上がってはいません。そのためかサービスへの需要に結びつかず、障害者が地域で生きるところの権利意識やサービス提供側の権利保障意識が弱いように思われます。これから支援費制度へと福祉制度が切り替えられていく過程の中で、我々当事者のニーズというものが重要となり、自己選択・自己決定が本人に委ねられます。我々が自自身や家族に負担を強いるのではなく、自己のよりよい人生のため、家族の豊かな生活のためには、これまで“無理してがんばってきたことを社会に求めていくべきなのではないでしょうか。それが今まさに求められ、受容されるべき時代なのではないでしょうか。地域の障害者福祉や各人の生活が向上できるかどうかは、我々一人ひとりが、いかに自分らしく生きていくことへの追求にかかってくるかと思います。そして自己選択・自己決定が実現可能な社会へとシフトしていかなければなりません。当センターはそうした個々の運動を促進し、既存の枠にとらわれない新たなシステムというものを見出し、確立できればと思っています。我々も当事者である以上、結局は誰のためでもない、自分のためですしね。

## 問い合わせ先

〒910-0004

福井市宝永2丁目12-35 1F

自立生活センター Com-Support Project

Tel/Fax 0776-25-1057

※月～金（9時～17時）

## みんなの広場

### 差別と文学の質、作家の質

金沢市・紫藤 幹子

先日、生まれて初めて出版社に投書というものをした。ある小説の中の一場面の表現に不愉快なものを感じたのである。できるだけ感情的にならないように、表現する作家の立場にも立って、冷静に書いたつもりである。

投書の葉書を出したあと、もう一度考えてみた。文学作品の表現に差別などということを持ち出して意見するのは、やっぱり的外れなことなのだろうか、と。

私は脳性マヒという障害をもっている。もし障害者でなければ、先の小説の問題の箇所も何も感じず、読み過ごしてしまったかもしれない。

ある作家が差別表現を指摘されて、「自分に関係ないことは一緒になって笑うくせに、話が自分にふりかかるととたんに感情的になる」などと反対に憤慨しているのを何かで読んだことがあるが、自分に関係あることだから痛切に感じるのではないだろうか。足を踏まれた痛みは踏まれた人に、しかわからない、当然のことだと思う。

本は書店に並べばいろいろな人が読む。作家はいろいろな立場の人間の足を踏む可能性があるのである。まして活字というのは井戸端会議でぼろぼろこぼれる言葉ではない。鉄の靴を履いているかもしれないし、野球のスパイクぐらいの殺傷能力を持っているかもしれない。そのことを自覚している作家がどれだけいるだろうか。

文学の表現の幅が狭くなるとか、表現の自由がなくなるとかよくいわれる。だが、考えてみてほしい。差別というのは社会の妙な決めつけから生まれるものである。文学とは社会通念を超えて人の心に迫る自由な言葉表現の追求だと私は思う。してみれば、差別をなくすことと文学は本来つながっているのではないだろうか。

言葉の一つ一つを取り出してあれこれいうのは私は個人的にあまり好きではない。昔の作家の作品が再販され、当時使われていた、いわゆる差別用語が機械的に訂正されたと思われるものを時々目にするが、何かぎくしゃくしてかえって余計に差別的な意味合いになっていたりする。言葉の背景にある差別の歴史は、単にほかの言葉に置き換えたからといって消えるものではない。

言葉による差別をなくすのに必要なのは表現する側の人と言葉に対する感性・想像力、

そして正確でクリアな情報だと思う。

感性と想像力、それから正確な情報。これは物を書く人間にとって不可欠なものではないだろうか。プロの作家がたとえその作品のほんの一場面に過ぎなかったとしても、陳腐な社会通念や安直な差別意識から、自由になっていないのは至極みっともないことだと思う。『差別的な表現をしてはいけない』というと何か表現の自由を奪われるように考えられがちだが、実は感性を磨き、ねじれた社会通念の中で気づかないうちに自分自身にしみついた差別意識から自由になれ、ということなのである。

しかしそれを全く差別と気づかずに人の足を踏んでしまうこともある。というよりほとんどの場合が無意識に何気ないこととして書かれるというのが本当のところだろう。誰もわざわざ好き好んで差別するものはいない。だが、もしそうであっても、その表現に痛みを感じる人間がいることは事実である。「そんなつもりはない」とか「表現の自由だ」とかいきり立つ前に、少し冷静になって自分の足元を見る余裕をもってほしい。作家は活字という武器を持っていることを忘れないで欲しいと思う。

文学はどんな種類のものでも人に向かうものである。特定の立場の人がその立場だけが原因でいやな思いをするような表現は、いくら偉大な作家が書いたものであっても上等とはいえない。すべての人に開かれてこそ文学は磨かれ、豊かなものになると私は思うのだがどうであろうか。

(身体障害者療護施設「金沢湖南苑」文集サークル4「この指とまれ」より)

## D P I 世界会議の感想

富山市・浅木 裕美  
(自立生活支援センター富山)

2002年10月15～18日、札幌市で行われたD P I 世界会議に参加してきました。会議では、たくさんの分科会が行われました。自立生活、人権、アクセス、生命倫理などいろいろありましたが、私は労働と障害児の分科会に参加しました。

まず、労働については途中から聞いていたので分からない部分も多かったのですが、欠格条項の話しが印象に残っています。それは、自分の過去の経験があったからです。(欠格条項とはずれた事ですが) 少しその時のことを書かせてもらいます。

それは、私がアルバイトをしたいと思い始めた時の事です。以前に郵便局での経験があったので何の不安もなく動き始めましたが、なかなか採用されず、ある所では「障害がある」と言った上で採用されたにも拘わらず3日後に「明日から来なくてもいい」と言われました。どうやら、周りの従業員さんからいろいろ言われたようです。私が、解雇の理由を問いただすと「あまりにも一生懸命だったから」と言っていました。

次に障害児についてです。この分科会では「生存と発育の権利」と「インクルーシブ教育」の2つのテーマでした。前項では、各国から教育の一環としてキャンプやカーニバル、バレエなどのプログラムを障害児と健常児とともにいたり、障害者計画などの話しがあ



りました。インクルーシブ教育では、各国のインクルーシブ教育の現状とその必要性・重要性を自らの経験を含めて話されていました。

振り返って思うことは、現状を変えたいと思った時、当事者や仲間と協力して具体的に行動に移していくことが大切ってことです。なかなか簡単なことじゃないけど、動かないと苦しいままなので、私自身のことも含め、センターとしても思いや考えを行動にしていきたいと思っています。

## マイブックスルーム

### 腕で歩く ボブ・ウィーランド

遠藤 正武著 発行所:竹書房 定価:本体1,400円十税

ボブの夢はメジャーリーグの投手になることだった。大リーグのファイリーズと交渉中に徴兵される。23歳でベトナムに配属される。2ヶ月半後、サイゴン近郊をパトロール中、地雷を踏み、下半身を失う。

その彼が、アメリカ大陸4,500キロを「神の愛」を説きながらホワイトハウスを目指して、腕で歩いて3年8ヵ月で完走した、というドキュメントの1冊です。

日本テレビ系「知ってるつもり」でも放映されました。

## 編集後記

1月は暖冬、2月は大雪で寒い日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか？

毎日の北朝鮮に関する報道を見ていますと、独裁主義の怖さと怒りを覚えます。なんて、人を人と思わないのだろうと、思いながら見ています。

さて、今回は支援費制度についての特集を組んでみましたが、まだ、誰も経験していない制度です。障害者の方々が自立して社会参加のできる制度になるように頑張りましょう。(Z.0)

## 川柳裏表紙

### 雪国の 苦勞も知らず 雪をほめ

辞典で「雪国」を見ると"北国で雪の多い地方"と出ている。主に裏日本を指す。表日本の人は観光に来て真っ白い雪を見て「美しい!!」とか「ロマンチック」とか優雅にほめる。

さて、その雪が降り積もると列車のダイヤが乱れ、道路は交通渋滞を起こし、日常生活がスムーズにいかなくなる。除雪や屋根の雪下ろしなどと、表日本に住む人にはわからない苦勞がある。しかしもう2月だ。「立春」も過ぎて暖かい春が一步ずつ近づく。(比)